

○政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針(案) 新旧対照表

改定案	現行
<p data-bbox="297 240 1010 272">政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針</p> <p data-bbox="698 363 1106 555">平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 令和 3 年×月×日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定</p> <p data-bbox="208 608 405 635">1 本指針の目的</p> <p data-bbox="237 647 1106 1281">本指針は、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 2 号に定める国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する法人をいう。以下同じ。）及び指定法人（法第 13 条に規定する指定法人をいう。以下同じ。）（以下「機関等」という。）におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の運用に関して、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）における政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一規範」という。）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の案の策定、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（NISC 決定。以下「対策基準策定ガイドライン」という。）の策定、独立行政法人及び指定法人における情報セキュリティ対策の運用並びに複数の機関等で共通的に使用する情報システム（一つの機関等でハードウェアからアプリケーションまで管理・運用している情報システムを除く。以下「基盤となる情報システム」という。）に関する情報セキュリティ対策の運用のために必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="208 1294 456 1362">2 統一基準群の策定 (略)</p> <p data-bbox="208 1375 1106 1402">3 独立行政法人及び指定法人の情報セキュリティ対策に係る主務大臣等の責</p>	<p data-bbox="1252 240 1912 272">政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針</p> <p data-bbox="1630 363 2038 515">平成 28 年 8 月 31 日 平成 30 年 7 月 25 日改定 平成 31 年 4 月 1 日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定</p> <p data-bbox="1137 608 1335 635">1 本指針の目的</p> <p data-bbox="1167 647 2038 1281">本指針は、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 2 号に定める国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する法人をいう。以下同じ。）及び指定法人（法第 13 条に規定する指定法人をいう。以下同じ。）（以下「機関等」という。）におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の運用に関して、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）における政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範（サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一規範」という。）及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の案の策定、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（NISC 決定。以下「対策基準策定ガイドライン」という。）の策定、独立行政法人及び指定法人における情報セキュリティ対策の運用並びに複数の機関等で共通的に使用する情報システム（一つの機関等でハードウェアからアプリケーションまで管理・運用している情報システムを除く。以下「基盤となる情報システム」という。）に関する情報セキュリティ対策の運用のために必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="1137 1294 1386 1362">2 統一基準群の策定 (略)</p> <p data-bbox="1137 1375 2038 1402">3 独立行政法人及び指定法人の情報セキュリティ対策に係る主務大臣等の責</p>

改定案	現行
<p>務 （略）</p> <p>4 共通的に使用する情報システムにおける情報セキュリティ対策 （略）</p> <p>附則 （略）</p>	<p>務 （略）</p> <p>4 共通的に使用する情報システムにおける情報セキュリティ対策 （略）</p> <p>附則 （略）</p>